三重県建築行政マネジメント計画（第三次）

令和２年３月

三重県建築行政マネジメント推進協議会

― 目　次 ―

第１章　計画の基本事項　・・・1
１　趣旨　・・・1
２　策定主体　・・・1
３　計画期間　・・・1
４　取組の範囲　・・・1
５　目標達成状況の把握と公表　・・・2
６　施策の見直し　・・・2

第２章　基本施策　・・・3
１　建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保　・・・3
２　指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底　・・・4
３　違反建築物対策等の徹底　・・・4
４　建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保　・・・5
５　事故・災害時の対応　・・・5
６　消費者への対応　・・・6
７　執行業務体制の整備　・・・6

第３章　施策　・・・8
１　建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保　・・・9
（１）迅速かつ適確な建築確認審査の徹底　・・・9
（２）中間検査・完了検査の徹底　・・・10
（３）工事監理業務の適正化とその徹底　・・・10
（４）仮使用認定制度の適確な運用　・・・11
（５）建築確認申請等の電子化の推進　・・・12

２　指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底　・・・13
（１）指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底　・・・13
（２）建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底　・・・13

３　違反建築物対策等の徹底　・・・15
（１）違反建築物対策の徹底　・・・15
（２）違法設置昇降機の安全対策の徹底　・・・16

４　建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保　・・・17
（１）定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保　・・17
（２）建築物に係るアスベスト等の対策の推進　・・・18
（３）既存建築ストックの安全性の向上と有効活用　・・・18
（４）遊戯施設の安全対策の促進　・・・19

５　事故・災害時の対応　・・・21
（１）事故対応　・・・21
（２）災害対応　・・・21

６　消費者への対応　・・・23
（１）消費者への情報提供　・・・23
（２）県消費生活センターとの連携　・・・23

７　執行業務体制の整備　・・・24
（１）内部組織の執行体制の確保　・・・24
（２）関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化　・・・24
（３）データベースの整備・活用　・・・25

第４章　重点取組　・・・26
１　重点取組の考え方　・・・26
２　計画期間中に特に注力する取組　・・・26
（１）新築建築物等の適正な工事監理の確保　・・・26
（２）既存建築物等の適正な維持保全の確保　・・・26
（３）違反建築物への適確な対応　・・・26
（４）適正な業務執行体制の確保　・・・27

第５章　数値目標　・・・28
１　数値目標の考え方　・・・28
２　数値目標　・・・28
（１）完了検査合格率　・・・28
（２）建築物の定期報告率　・・・29
（３）二級・木造建築士定期講習の受講率　・・・30

第１章　計画の基本事項

１　趣旨

平成１０年の建築基準法改正以降、建築確認検査業務が民間機関に開放され、確認・検査体制の充実が図られるとともに、「三重県建築物安全安心実施計画」（第１次～３次）、「三重県既存建築物安全安心推進計画」に位置付けた施策により、建築基準法の実効性を高める取組を進め、完了検査率の大幅な向上や、定期報告率及び維持保全適合率の向上等、一定の成果が得られました。

平成２２年の建築確認手続き等の運用改善以降は、円滑な経済活動の確保を前提としつつ、建築物の安全性を確保するための更なる取組が必要となったことから、関係機関・関係団体と連携して、講じる施策を明確化、重点化するとともに、目標及び目標値を設定し結果を検証することを位置付けた「三重県建築行政マネジメント計画」（以下「マネジメント計画」という。）を、平成２３年３月に定め（第１次計画）、平成２７年度に改定し（第２次計画）、各施策に取り組んできました。

この間、建築基準法、建築士法は、社会情勢の変化に対応できるよう改正され、適法な新築建築物の確保が進められる一方で、より一層、適正な既存建築物の維持保全が進められてきました。

また、近年、社会的に大きな問題となるような、建築に係る様々な不適切事案が問題となっており、多角的な取組が必要となっているとともに、関連する取組を一体的に取り組むことも重要となっています。

これらを踏まえ、第２次計画の期間終了にあたり、引き続き特定行政庁が中心となって、指定確認検査機関、警察・消防等の関係機関、関係団体等と連携し、適確に建築行政を取り巻く課題に対応するため、計画の見直しを行い、より体系的な取組を定めます。

２　策定主体

三重県及び三重県内の特定行政庁で構成される「三重県建築行政マネジメント推進協議会」とします。

３　計画期間

令和２年度から令和６年度までの５年間とします。

４　取組の範囲

建築基準法、建築士法に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度等を対象とします。

５　目標達成状況の把握と公表

各施策の目標値の達成状況について、原則、毎年度末にとりまとめを行い、検証するとともに、当該目標値の達成状況を県のホームページ等で公表することとします。

６　施策の見直し

目標達成状況を踏まえて、適宜、具体の取り組むべき施策の見直しを行うとともに、計画期間中であっても、必要に応じてマネジメント計画の見直しを行うなど、計画の継続的な改善を図ることとします。

第２章　基本施策

前章で記述した趣旨の下で、具体的に建築行政を展開するために、次の７つの「基本施策」を推進します。

１　建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

【めざす姿】

建築主をはじめ、設計者、工事監理者等において建築基準法や建築士法が遵守され、適正に新築建築物の安全性が確保されています。

【基本的な考え方】

「めざす姿」を実現するために、「迅速かつ適確な建築確認審査の徹底」、「中間検査・完了検査の徹底」、「工事監理業務の適正化とその徹底」、「仮使用認定制度の適確な運用」、「建築確認申請等の電子化の推進」の各施策に取り組みます。

●**「迅速かつ適確な建築確認審査の徹底」**にあたっては、円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関が連携し、迅速かつ適確な建築確認審査の推進を図ります。

●**「中間検査・完了検査の徹底」**にあたっては、建築物の安全性確保と違反建築物の発生を防止する観点から、施工、完成時において建築基準関係規定への適合を確保するため、中間検査・完了検査の徹底を図ります。

●**「工事監理業務の適正化とその徹底」**にあたっては、建築物の安全性の確保及び質の向上の観点から、工事監理者の適正な選定と、当該工事監理者による適切な工事監理の実施の促進を図ります。

●**「仮使用認定制度の適確な運用」**にあたっては、指定確認検査機関による制度運用を視野に、仮使用される建築物の安全性を確保するために、仮使用制度の適確な運用を図ります。

●**「建築確認申請等の電子化の推進」**にあたっては、建築関係手続の一層の効率化に向けて、特定行政庁による検討を進め、建築確認申請等の電子化の推進を図ります。

２　指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

【めざす姿】

指定確認検査機関等による適確な確認審査・検査が行われています。

建築士・建築士事務所による業務が適切に行われています。

【基本的な考え方】

「めざす姿」を実現するために、「指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底」、「建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底」の各施策に取り組みます。

●**「指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底」**にあたっては、建築確認及び検査の主要な役割を担う指定確認検査機関における適確な確認審査・検査を確保するため、指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底を図ります。また、同様に、指定構造計算適合性判定機関についても、適確な構造計算適合性判定を確保するため、指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督の徹底を図ります。

●**「建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底」**にあたっては、適切な設計及び工事監理等の業務の実施のため、建築士及び建築士事務所に対する適確な指導・監督を図ります。

３　違反建築物対策等の徹底

【めざす姿】

警察、消防、福祉等の関係機関と連携し、違反建築物等の対策を行い、建築物に係る重大事故が未然に防止されています。

【基本的な考え方】

「めざす姿」を実現するために、「違反建築物対策の徹底」、「違法設置昇降機の安全対策の徹底」の各施策に取り組みます。

●**「違反建築物対策の徹底」**にあたっては、県民の生命、健康及び財産を保護するため、警察、消防、福祉等の関係機関と連携し、違反建築物の実態を把握するとともに、違反建築物対策を計画的かつ強力に推進します。

●**「違法設置昇降機の安全対策の徹底」**にあたっては、違法設置昇降機における重大事故を防止するため、関係機関と連携し違法設置昇降機の把握に努めるとともに、構造等に問題のある昇降機については、安全対策の徹底を図ります。

４　建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

【めざす姿】

建物所有者等により、通常の維持管理をはじめ、耐震化やアスベスト対策等が適切になされ、安全性が確保されています。

【基本的な考え方】

「めざす姿」を実現するために、「定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保」、「建築物に係るアスベスト等の対策の推進」、「既存建築ストックの安全性の向上と有効活用」、「遊戯施設の安全対策の促進」の各施策に取り組みます。

●**「定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保」**にあたっては、不特定多数の人が利用する建築物の安全を確保するため、定期報告制度により、建築物の損傷、腐食その他の劣化状況等を適確に把握するとともに、その結果を基に、適正な維持保全を図るように定期報告制度の適確な運用を図ります。また、昇降機や遊戯施設、建築設備についても同様に安全確保の推進を図ります。

●**「建築物に係るアスベスト等の対策の推進」**にあたっては、建物利用者や周辺住民の健康被害を防止するために、労働安全部局や環境部局などアスベスト対策関係部局と連携し、アスベスト対策の推進を図ります。

●**「既存建築ストックの安全性の向上と有効活用」**にあたっては、既存建築ストックの安全性向上のために、既存不適格建築物について、所有者等に対し、危険性等を啓発し、法制度の周知徹底等を図ります。

●**「遊戯施設の安全対策の促進」**にあたっては、遊戯施設やウォータースライダーにおける重大事故を防止するために、適切な維持保全と運行管理の指導等により安全確保の推進を図ります。

５　事故・災害時の対応

【めざす姿】

事故発生時に、消防本部や警察と連携した迅速かつ適確な対応が行われています。

災害発生時に、建築関係団体等をはじめ関係各機関と連携し、迅速かつ適確な対応が行われています。

【基本的な考え方】

「めざす姿」を実現するために、「事故対応」、「災害対応」の各施策に取り組みます。

●**「事故対応」**にあたっては、事故発生時に迅速かつ適確に対応するために、消防本部や警察と連携する体制を整備し、速やかな情報収集を図るとともに、立入調査による事実確認と原因究明や、指導による再発防止を図ります。

●**「災害対応」**にあたっては、地震時等の災害が発生した際に、迅速かつ適確に対応するために、建築関係団体等と連携し、組織や体制づくりの取組を図ります。

６　消費者への対応

【めざす姿】

建築物の安全・安心に係る様々な相談や苦情に対し、適切な対応や情報提供等が行われています。

【基本的な考え方】

「めざす姿」を実現するために、「消費者への情報提供」、「県消費生活センターとの連携」の各施策に取り組みます。

●**「消費者への情報提供」**にあたっては、消費者が必要とする建築に係る情報を適確に提供できるように、関係団体と連携し、法に基づく各種閲覧制度の適切な運用や建築手続等の情報提供を図ります。

●**「県消費生活センターとの連携」**にあたっては、建築に係る相談対応や注意喚起の為に、建築物や昇降機等に係る事故情報の提供や、消費者からの相談等へ適切に対応できるように県消費生活センターと連携を図ります。

７　執行業務体制の整備

【めざす姿】

具体的施策を遂行するための適切な執行業務体制や環境が整備されています。

【基本的な考え方】

「めざす姿」を実現するために、「内部組織の執行体制の確保」、「関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化」、「データベースの整備・活用」の各施策に取り組みます。

●「**内部組織の執行体制の確保**」にあたっては、今後も建築行政の適切な執行体制を確保するため、建築主事や確認検査員の将来の配置業務を踏まえた執行業務体制を検討し、審査担当者の人材育成、確保を図ります。

●「**関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化**」にあたっては、建築物等の安全確保や適正な建築士の業務執行、建築士事務所の管理運営を促進するため、関係機関・関係団体との役割分担を明確化し、連携した執行体制の強化を図ります。

●「**データベースの整備・活用**」にあたっては、確認検査をはじめとする建築物等に係る情報を適確に把握するため、建築物等に係る情報の蓄積、整理、管理のためのデータベースの整備、活用を図ります。

第３章　施策

７つの「基本施策」を具体的に展開するために、２０の「施策」により、取組を進めます。

施策体系

基本施策	施　策
１　建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保	（１）迅速かつ適確な建築確認審査の徹底 （２）中間検査・完了検査の徹底 （３）工事監理業務の適正化とその徹底 （４）仮使用認定制度の適確な運用 （５）建築確認申請等の電子化の推進
２　指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底	（１）指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底 （２）建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底
３　違反建築物対策等の徹底	（１）違反建築物対策の徹底 （２）違法設置昇降機の安全対策の徹底
４　建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保	（１）定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保 （２）建築物に係るアスベスト等の対策の推進 （３）既存建築ストックの安全性の向上と有効活用 （４）遊戯施設の安全対策の促進
５　事故災害時の対応	（１）事故対応 （２）災害対応
６　消費者への対応	（１）消費者への情報提供 （２）県消費生活センターとの連携
７　執行業務体制の整備	（１）内部組織の執行体制の確保 （２）関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化 （３）データベースの整備・活用

1
建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

（１）迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

【現状と課題】

建築確認の審査は、円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な審査を推進する必要があります。

特に構造計算を要する物件について、引き続き迅速な審査を維持していく必要があります。

【主な取組内容】　※赤字の取組は第４章の重点取組

①確認審査に係る事前相談の受付とメール等を活用した迅速な不備通知

迅速かつ適確な建築確認のために、積極的に事前相談を受け付けるとともに、審査に係る不備をメールやＦＡＸを活用し迅速に通知します。

②構造計算適合性判定や消防同意手続における事前協議の実施

構造適合性判定機関と適時連携し、確認審査と構造計算適合性判定の円滑な審査を図ります。また、申請者等に対し、消防本部との事前協議を勧めるとともに、円滑な消防同意が行われるよう消防本部と情報共有を図ります。

③物件毎の確認審査の進捗状況管理

全ての物件の審査状況を把握し進捗管理します。特に、構造計算を要する物件については、審査に要した日数や問題点を把握し、適宜改善に努めます。

④建築確認手続に係る法改正等の周知

申請者や設計者に対し、建築窓口やホームページによりわかりやすく周知します。

⑤確認審査のばらつき等の是正

三重県建築行政会議において、特定行政庁や指定確認検査機関と、各機関における審査に関する情報を確認・共有し、確認審査にばらつきが生じないよう努めます。

適宜、チェックリストの活用等に努めます。

⑥指定確認検査機関に対する迅速かつ適確な確認審査の徹底の要請

確認審査報告書により指定確認検査機関の審査結果を確認するとともに、日頃から確認審査における法解釈等において指定確認検査機関と連携し、適切な確認審査業務の遂行を要請します。また、国の技術的助言や都市計画の変更等、確認審査に必要な情報を適確に提供します。

⑦建築確認審査担当者の審査技術向上

三重県建築行政会議の事業として、県、特定行政庁及び指定確認検査機関の職員を対象とした新任者研修や、県、特定行政庁の職員を対象とした建築技術研修等、計画的に審査技術の向上に係る研修等を行います。

（２）中間検査、完了検査の徹底

【現状と課題】

建築物の安全確保と違反建築物の発生を防止するため、施工時において建築基準関係規定への適合を確保する必要があります。

平成３０年度の完了検査合格査率は、９７％となっており、年々高まってきていますが、引き続き１００％をめざして取り組んでいく必要があります。

【主な取組内容】　※赤字の取組は第４章の重点取組

①検査未受検の建築物に対する督促、報告徴収、立入調査の実施

建築確認申請に記載された検査予定日を過ぎても検査申請が提出されない建築物について、はがき等により状況の確認と必要に応じて申請の督促を行います。なお、確認に対し、回答が無い建築物に対しては、適宜、工事監理者への報告要請や、工事現場への立入調査を行います。

②中間検査・完了検査時における工事監理者の立会の要請

定期報告の対象となる特定建築物の新築の際には、検査時に工事監理者の立会いを求め、工事監理報告書等による工事監理状況の確認を行います。

③適確な中間検査及び完了検査の実施

検査に係る十分な体制と能力の確保に努め、適確な検査を実施します。特に、検査時に目視できない部分については、検査申請書第四面の「工事監理の状況」欄やこれを補完する各種検査報告書や施工写真等により、工事監理の状況を確認します。

④中間検査・完了検査のばらつき是正

三重県建築行政会議において、特定行政庁や指定確認検査機関と、各機関における検査に関する情報を確認・共有し、検査にばらつきが生じないように努めます。

⑤指定確認検査機関に対する厳格かつ適正な中間検査・完了検査の徹底の要請

指定確認検査機関に対し、三重県建築行政会議や指定確認検査機関への立入検査時において、上記①のうち、はがき等による状況確認と必要に応じた申請の督促、②及び③の取組について要請します。

⑥検査時の添付書類や中間検査の指定行程等に係る検討

中間検査、完了検査において、より効果的に工事監理の状況を確認するために、検査時の添付書類や中間検査の特定工程等に係る検討を進めます。

（３）工事監理業務の適正化とその徹底

【現状と課題】

近年、工事監理者による監理不足や複数工事の掛け持ち等、不適切な工事監理による違反建築物が問題になっています。建築物の品質や適法性を確保するためには、工事監

理者が適正に選定され、適切な工事監理がなされる必要があります。

【主な取組内容】　※赤字の取組は第４章の重点取組

①工事監理が適正に行われるための指導、助言

確認済証交付時には、適切な工事監理を啓発するチラシを添付する等とし、指定確認検査機関に対し同様の取組を促します。また、建築士事務所への立入調査の際に、適切な工事監理の実施や工事監理報告書の作成及び建築主への説明を指導します。

②戸建て住宅等の工事に対するパトロールの実施

定期的に戸建て住宅等の工事に対するパトロールを実施し、建築基準法に基づく設計図書の備え付けや確認表示板の掲示がなされているか等適法に工事が行われているか確認するとともに、工事監理状況を確認します。

③建築確認申請時の工事監理者の記載の徹底

原則、建築確認申請時には工事監理者を選定し記載するよう指導することとし、やむを得ず選定が遅れる場合には、選定しだい速やかに報告するよう指導します。

④データベース等を活用した設計者及び工事監理者の適確性の確認

建築行政共用データベースシステム等を活用し、確認申請に記載されている設計者及び工事監理者が適正か、資格要件や建築士事務所への所属等を確認します。

⑤工事監理状況の確認の徹底

工事監理者により適切に工事監理が行われていることを確認するため、「工事監理ガイドライン」及び「賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドライン」に準拠して、設計図書等と工事状況をどのように照合したかを、中間検査、完了検査時に確かめることを徹底します。

（４）仮使用認定制度の適確な運用

【現状と課題】

仮使用認定制度が指定確認検査機関により運用されるようになり、適正な運用の確保が求められる中、一定の運用基準が整備されているものの、個別案件ごとの判断が必要となっており、特定行政庁と指定確認検査機関による運用の整合を図る必要があります。

【主な取組内容】

①指定確認検査機関、消防機関との連携体制の構築及び運用の整合性の確保

三重県建築行政会議において指定確認検査機関と連携し、運用の整合を確保するとともに、認定審査の際には、消防機関と綿密に協議します。

②工事中における安全上の措置等に関する計画の届出制度の周知

大規模な新築建築に対し、ホームページにより計画の届出制度の周知を図ります。

（５）建築確認申請等の電子化の推進

【現状と課題】

建築関係手続の一層の効率化に向け、建築確認の電子申請の受付に向けた検討を進め、確認審査報告の電子化への対応を進める必要があります。

【主な取組内容】

①建築確認の電子申請の受付体制の構築に向けた検討

全国の先進事例を研究する等、具体的に必要な設備や費用等について情報を収集し検討を進めます。

②確認審査報告の電子化の推進

指定確認検査機関における確認審査報告の電子化の推進状況を踏まえ、電子化の検討を進めます。

２
指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

（１）指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底

【現状と課題】

指定確認検査機関による確認審査件数は、平成２９年度時点で全体審査件数の９３％を超え過去５年間上昇しており、適法な新築建築物の確保のためには指定確認検査機関による適確な確認審査・検査が重要です。また、不適切な確認等により確認済証の取消しの通知を受ける指定確認検査機関もあり、指導、監督の徹底が必要です。

【主な取組内容】

①指定確認検査機関への定期的な立入検査の実施

県は、「三重県指定確認検査機関検査監督マニュアル」に基づき、特定行政庁と連携して定期的に立入検査を実施し、審査体制が適切に維持されているかや、確認検査業務が適切に行われているか確認します。

②指定構造計算適合性判定機関への定期的な立入検査の実施

県は、年１回の立入調査を基本とし、判定件数等の状況を踏まえ、適切なタイミングで立入検査を実施し、適切な審査業務の実施を確保します。

③指定確認検査機関の不正行為等に対する処分及び公表の実施

県は、不適正な確認等の不正行為等を把握した際には、国や特定行政庁と連携しながら「三重県確認検査機関処分基準」に基づき厳正に対処します。

④指定確認検査機関に対する適確な確認審査・検査実施の指導の徹底

県は、指定確認検査機関への立入検査時や、不適切な確認審査・検査を把握した際に、適確な確認審査・検査実施の指導を徹底するとともに、特定行政庁と協力し指定確認検査機関による検査状況の把握に努めます。

（２）建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底

【現状と課題】

賃貸共同住宅における不正事案等が発生しており、建築士や建築士事務所に対し、設計段階における法適合確認や工事監理を行う体制の確保、国土交通省「工事監理ガイドライン」に基づいた工事監理の実施等設計や工事監理の適正化が求められています。適正に新築、増築、改修等を行うためには、適切な設計及び工事監理等の業務の実施が必要であり、建築士による建築士法の遵守が重要です。

【主な取組内容】　※赤字の取組は第４章の重点取組

①建築士事務所への立入調査の実施

県は、（一社）三重県建築士事務所協会と役割分担するとともに、合同による立入調査を実施する等協力し、建築士事務所の新規及び更新登録時に立入調査を実施します。また、違反建築の指導に伴い、特定行政庁等からの要請があった際にも立入調査を実施し、業務実施状況の確認を行うとともに、必要な指導・監督を行います。

②適正な設計・工事監理に関する周知、指導

県は、建築士事務所への立入調査時をはじめ、各種講習会等においてチラシ等により適正な設計・工事監理に関する周知、指導を行います。

③違法行為等に対する処分及び公表の実施

県は、二級建築士及び木造建築士による違法行為等を把握した際には、国及び特定行政庁と連携し、「三重県二級建築士及び木造建築士の懲戒処分の基準」及び「三重県建築士事務所の監督処分の基準」に基づき厳正に対処し、速やかにその旨を公表します。

一級建築士による違法行為等については、処分権限を有する国等と連携し適切に対応します。

④建築士定期講習の受講の周知

県は、受講期限をむかえる建築士に対し受講案内を送付するとともに、管理建築士を対象とした講習会での周知、県のホームページに受講対象者や講習の開催に関する情報の掲載、建築士事務所への立入調査時等に所属建築士の受講状況の確認を行います。また、未受講者に対しては、受講するよう文書等により指導し、必要に応じ適切に懲戒処分を行います。

⑤建築士事務所の業務報告書の提出の指導

県は、業務報告書の提出がなされない建築士事務所に対し、文書等により提出を督促するなど適切に指導・監督します。

⑥所属建築士の登録及び変更の届出の徹底

県は、建築士事務所への立入調査時に、所属建築士の登録及び変更の届出が適切に行われるよう指導・監督します。

⑦建築士事務所の業務の適正化の徹底

県は、建築士事務所への立入調査時に、書面による契約や重要事項説明、工事監理報告書の交付など、設計等の業務の適正化について指導・監督します。

３
違反建築物対策等の徹底

（１）違反建築物対策の徹底

【現状と課題】

近年、違反建築物における火災等により重大な人的被害が発生しています。また、建材偽装や大臣認定不適合等の事案が問題となっています。これらの状況を踏まえ、県民の生命、財産を保護するため、警察、消防、福祉等の関係機関と連携し、違反の実態を把握するとともに、違反建築物対策を強力に推進する必要があります。

【主な取組内容】　※赤字の取組は第４章の重点取組

①関係機関と連携した建築パトロール及び建築物防災週間等における防災査察の実施

毎月１回以上建築パトロールを実施し、建築基準法違反などの発見及び是正指導等を強化します。また、違反建築物や定期報告において不適合事項がある建築物などを対象に、建築物防災週間等に関係機関と連携し、防災査察を実施します。

②違反建築物に対する建築主等への報告要請と是正指導

違反建築物を確知した際には、疑いの場合も含め、「違反建築物事務処理の手引き」等に基づき、速やかに建築主等へ報告を求め、迅速かつ適切な是正を指導及び必要に応じて処理を行います。

③違反建築に関わった建築士事務所への立入調査と指導

県は、違反建築に関わった建築士が明らかな場合は、適切な時期に建築士事務所へ立入調査を実施し、業務状況を確認するとともに適切に指導し、必要に応じて適切に処分を行います。

④警察、消防、福祉等の関係機関との違反建築物に関する情報共有や合同立入調査の実施等の連携体制の確保

平成２７年１２月２４日国住指第３５４１号国土交通省住宅局建築指導課長「建築物への立入検査等に係る関係行政機関による情報共有・連携体制の構築について（技術的助言）」に基づき連携体制を確保し、必要に応じ合同で立入調査を実施します。

⑤全国的な違反事案等への迅速かつ適切な対応

国土交通省の助言の下で、特定行政庁間で協力し対応方針を定めたうえで、迅速かつ適切に対応します。県は、国土交通省等からの情報を、迅速かつ正確に特定行政庁へ伝えるよう努めます。また、県内において全国に波及する懸念がある違反事案等を把握した際には、速やかに国土交通省へ報告し、協議しながら適切に対応します。

⑥違反建築物に対する迅速な安全性の確認と確保

違反建築物を確知した際には、疑いの場合も含め、施設管理者や建築士等の協力の下、実態に応じて建築基準法に照らし安全性を確認するとともに、危険性が疑われる場合には速やかに安全を確保します。

（２）違法設置昇降機の安全対策の徹底

【現状と課題】

工場や作業場等に設置されている簡易リフト等、確認審査等の必要な手続が行われていない昇降機や、建築基準法の規定に適合しない昇降機については、県内含め過去多くの重大事故が発生しています。このような昇降機の情報把握に努め、安全を確保する必要があります。

【主な取組内容】

①違法設置昇降機に関する情報収集

国土交通省や労働局、労働基準監督署等からの情報提供をはじめ、相談窓口を設置するとともにホームページ等を活用して、通報や相談による違法設置昇降機に関する情報収集に努めます。

②労働局、労働基準監督署等関係機関との連携による実態把握と指導

平成２８年５月３１日国住指第６３０号国土交通省住宅局建築指導課長「違法に設置されているエレベーター対策について」に基づき、迅速な現地調査や指導、三重労働局への連絡等適切に対応します。

三重労働局が把握した情報の提供を受けた際には、迅速に現地調査を行う等適切に対応します。また、是正指導に当たっては、三重労働局や労働基準監督署等の関係機関と連携し適切に対応します。

③違法設置昇降機に対する迅速かつ確実な安全の確保

違法設置昇降機を確知した際には、迅速に現地調査を行い建築基準法に照らし是正を指導するとともに、安全が確保されるまで当該昇降機の使用を確実に停止させるなど、迅速に所要の措置を講じます。

４
建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

（１）定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保

【現状と課題】

過去の重大な火災事故において、建築物が適切に管理されず違法状態であったことが問題となり、建築基準法が改正され社会福祉施設が定期報告の対象となったほか、防火設備が定期報告の対象となる等、定期報告制度を通じて既存建築物の維持保全状況を確認し、適切な改善指導を行うことが重要となっています。本県における平成３０年度末時点の特定建築物の定期報告率は８０％であり、同じく防火設備の初回報告分報告率は約７２％となっており、更なる報告率の向上とともに、適正に維持保全されている建築物等の増加を図る必要があります。

【主な取組内容】　※赤字の取組は第４章の重点取組

①建築確認申請や確認審査報告書等に基づく定期報告対象建築物等の把握

建築確認申請のほか、指定確認検査機関の協力を得て確認審査報告書から定期報告の対象となる特定建築物、防火設備、建築設備の把握に努めます。

②指定確認検査機関に対する定期報告提出促進の協力要請

指定確認検査機関に対し、検査済証発行時等に、チラシ等による定期報告の重要性と報告に関する啓発の協力を要請します。

③特定建築物等の所有者等に対する定期報告制度の周知

定期報告制度の必要性や重要性について、ホームページへの掲載、窓口でのチラシ配布や建築物防災週間におけるラジオ放送等で、広く周知を図るとともに、対象建築物等の所有者に対しては、文書で通知するほか、立入調査の面談時等に周知を図ります。

④未報告の特定建築物等の所有者等に対する督促

未報告の所有者等に対しては、文書により督促（最低年１回）を行うとともに、期間を定め全ての対象建築物に対して立入調査を実施し、面談により罰則規定の適用も含め重要性の説明を行います。

⑤関係機関と連携した立入調査の実施

定期報告の督促や適正に維持保全されておらず是正指導を行うために立入調査を実施する場合は、指導の効果を高めるためにも、消防本部や福祉担当課等の関係機関と連携して立入調査を実施します。

⑥適正に維持保全されていない建築物等に対する指導の徹底

適正に維持保全されず、不備が放置されている建築物等に対しては、所有者等に対し、文書等により適切な頻度で指導し、不備が改善されない建築物等に対しては、

立入調査を実施するとともに、必要に応じて違反指導として文書による是正勧告を行うなど、厳格に対応します。

（２）建築物に係るアスベスト等の対策の推進

【現状と課題】

吹付アスベストが使用されている建築物は、全国に２８万棟あるとされています。これらの吹付アスベストに関し、その所有者等に対し対処を啓発するなど、国の助言の下で計画的かつ効果的に対応していく必要があります。

【主な取組内容】

①建築物における吹付アスベストの使用実態の把握

民間建築物に関しては、国の指導に基づき、昭和３１年から平成元年までに施工された１０００㎡以上のもの、及び昭和３１年から平成元年までに施工された民間建築物のうち不特定多数の者が利用する対策の優先度の高いものについて、引き続き所有者等に対する調査依頼を行い、使用実態の把握に努めます。公共建築物に対しては、施設管理者に対し適切に実態を把握するよう促します。

②吹付アスベストの飛散防止対策の指導や助言

使用が発覚した民間建築物の所有者等に対し、文書等により個別に対策を促すほか、特定建築物の定期報告の審査や建築物防災週間における防災査察等の機会において、速やかな飛散防止対策を指導し、環境部局と役割分担し適切な対策方法等を助言します。特に、増築時にあたっては、既存部分の適法な改修等が必要となる旨を周知します。

③相談窓口の設置等関係部局と連携した相談体制の確保

解体や改修の際の適切な飛散防止措置等について環境部局と、健康被害等について福祉部局と連携するなど、関係部局と連携した相談体制を確保し、所有者等の相談に適切に対応します。

（３）既存建築ストックの安全性の向上と有効活用

【現状と課題】

近年、既存建築ストックの活用を進められていますが、既存不適格部分による事故の発生や拡大等が懸念されています。このことから、現行基準への適合義務のない既存不適格建築物であっても、積極的に現行基準への水準向上を勧める必要があります。

【主な取組内容】　※赤字の取組は第４章の重点取組

①既存不適格建築物等に対する現行基準への水準向上の必要性の啓発

特定建築物等の定期報告の審査時や建築物防災週間における防災査察等の機会において、既存不適格建築物の所有者等に対し、現行基準と現状の危険性を説明し、積極的に改修等を行うよう促します。また、用途変更をする場合は、全体計画認定制度を紹介するなど、既存不適格部分の解消を促します。

②確認申請図書や検査済証等の保存の重要性の周知

指定確認検査機関と連携し、確認済証発行時等に建築主等に対し、チラシ等により確認申請図書や確認済証、検査済証等の保存の重要性を周知します。

③特に危険な既存不適格建築物等に対する改修等の指導

特定建築物等の定期報告を基に、建築物の構造に係る仕様や防火性能に係る仕様等が、地震時や火災時等の危険性が特に懸念される建築物の所有者等に対しては、建築物防災週間等の機会において、個別の面談等により、相談に応じながら改修等を指導します。

④特定天井の設置状況の把握と改修の促進

特定建築物の定期報告の審査や建築物防災週間における防災査察等の機会において、特定天井の把握に努め、所有者等に対し、パンフレット等により耐震化のための適切な改修を促します。

⑤建築物に付属するブロック塀等の安全性の確保

定期的なパトロール等により危険なブロック塀等の把握に努め、所有者等に対しチラシ等により安全性の確認と確保を促します。また、新たに設置されるブロック塀についても、建築関係業者等と連携し、所有者等に対し適法な施工を周知し、安全性を確保します。

（４）遊戯施設の安全対策の促進

【現状と課題】

本県には、大型遊園地に様々な遊戯施設があるほか、ウォータースライダーが数多くあります。遊戯施設においては、近年、重大な人身事故等は発生していないものの、センサー異常による緊急停止事案が発生しており、適切な維持保全と運行管理が必要です。ウォータースライダーについても、老朽化しているものが増えており、適切な維持保全と運行管理が必要です。

【主な取組内容】　※赤字の取組は第４章の重点取組

①連絡体制の確立及び繁忙期前の安全対策に関する啓発

年度当初に事故発生時等の連絡体制を構築します。また、大型連休、春休み、夏休み、年末年始等、繁忙期の前に、遊園地等への立ち入りや文書による安全啓発を

行うとともに連絡体制を確認します。

②遊戯施設事業者に対する適切な維持保全や運行管理の指導の徹底

遊戯施設を所管する特定行政庁は、年１回、遊戯施設の設置（更新）状況を把握し、平成２０年４月１１日国住指第１９２号国土交通省住宅局建築指導課長「建築物、遊戯施設の安全確保対策について」に基づき、維持保全計画及び運行管理規定の作成と適確な運用とともに、定期報告の適確な実施を指導します。

③遊戯施設事業者や関係団体との情報交換による事故防止の徹底

遊戯施設を所管する特定行政庁は、夏休み前に遊戯施設管理者や関係団体と情報交換と意識の向上のための会議を開催し、事故防止に努めます。

④遊戯施設に関する担当者の専門知識の向上

関係団体等が主催する講習会等に参加し、日頃の適切な指導や事故等の際の適切な対応ができるよう担当者の専門知識の向上に努めます。

5
事故・災害時の対応

（1）事故対応

【現状と課題】

県内において防火シャッターや違法設置昇降機による重大な人身事故が発生しているほか、エスカレーターや遊戯施設等においても人身事故が発生しており、事故発生時における関係機関が連携した迅速かつ適確な対応が必要です。

【主な取組内容】　※赤字の取組は第４章の重点取組

①事故発生時の連絡体制の整備

年度当初に特定行政庁間の連絡体制の更新を行うとともに、関係消防本部への連絡体制の確認を行い、常に、業務時間内、時間外の特定行政庁間、国土交通省、関係消防本部との連絡体制を確保します。

②警察、消防等と連携した調査実施、原因究明、再発防止策確認の実施

事故発生の一報を受けた際には、速やかに現地調査を行うとともに安全確保を行い、適宜、警察や消防本部と協力し調査を行います。対象建築物等の一般開放や遊戯施設等の運行再開は、原因が特定され、再発防止策が確実に行われたことを確認したのちに認めます。原因の究明にあたっては、施設管理者や設備製造会社等から詳細に聴き取りを行い、適宜、警察や消防本部から情報提供を受けます。再発防止策については、施設管理者や設備製造会社、一級建築士等有資格者の見識の下で適切に検討されたことを確認します。

③県、国土交通省に対する迅速な情報提供

事故発生の一報を受けた際には、所定の様式により、速やかに判明している情報から、県（県土整備部建築開発課）を経て、国土交通省（事故調査室）へ報告し、随時続報を入れます。国土交通省との間では、適宜、助言を受けながら対応するとともに、社会資本整備審議会事故調査委員会の立入調査等の要請に応じます。

④特定行政庁間の情報共有と類似事故の未然防止

特定行政庁間において事故情報を共有し、類似事故の未然防止に努めます。特に、昇降機等類似機械に危険性が予測される場合には、国土交通省の指導を仰ぐとともに、管内の類似設備の点検を促すなど速やかに対応します。

（2）災害対応

【現状と課題】

三重県では、南海トラフを震源とした大地震によって、大きな被害が出ることが予想

されており、有事の際は余震による二次災害を防止するために、被災建築物応急危険度判定の実施が必要になります。これまでも、県、市町及び建築関係団体で、その判定活動を迅速かつ適確に実施できる体制を整備してきましたが、引き続き、判定士や判定コーディネーターの養成、技術力の向上に努めるなど、体制の強化を図る必要があります。

【主な取組内容】　※赤字の取組は第４章の重点取組

①災害時の連絡体制の整備

県は、年度当初に、県内市町及び建築関係団体の被災建築物応急危険度判定実施に係る連絡体制を整備し、関係市町や建築関係団体等に対し、連絡体系を周知します。また、連絡体制が確実に機能するように、市町及び建築関係団体と協力し連絡訓練を実施します。

②被災建築物応急危険度判定士の養成・訓練の実施

県は、建築関係団体と協力し、被災建築物応急危険度判定士の養成のための講習会を年１回開催します。また、判定能力の確保のために、市町及び建築関係団体と協力し、実践的な訓練の実施に努めます。

③判定コーディネーターの養成・訓練の実施

県は、市町に対し、適切に判定コーディネーターを確保できるよう、近畿被災建築物応急危険度判定協議会が主催する講習会の受講を促します。また、判定コーディネーターの能力向上のために、市町と協力し、実践的な訓練の実施に努めます。

④判定用資機材の備蓄等事前準備の徹底

三重県は、市町に対し、有事の際に迅速に被災建築物応急危険度判定が実施できるように、必要な判定用資機材の備蓄をはじめ、実施本部の設置場所の確保や判定区域の地図作成等を徹底するよう促します。

６
消費者への対応

（１）消費者への情報提供

【現状と課題】

建築基準法や建築士法では、消費者が建築確認の概要や、建築士・建築事務所の登録内容等を閲覧できる制度や建築士等に報告を求める規定が定められています。また、建築に係る手続等も複雑化しています。消費者の安全・安心を支援するために、これらの情報を分かりやすく効果的に提供する必要があります。

【主な取組内容】

①関係団体と連携した法に基づく各種閲覧事項や建築手続等の情報提供

建築基準法に基づく建築概要の閲覧や建築士法に基づく建築士・建築士事務所の登録内容の閲覧制度、その他各種建築に係る手続等について、窓口におけるチラシ配布やホームページへの掲載により案内します。また、建築士法に基づく閲覧制度については、（一社）三重県建築士会及び（一社）三重県建築士事務所協会と協力し、案内に努めます。

（２）県消費生活センターとの連携

【現状と課題】

建築に係る不適切な全国事案が発生する等、消費者の意識が高まっており、建築物に係る様々な相談や苦情が寄せられていることを鑑み、建築行政においても消費生活センターと連携し、消費者への適切な対応を行う必要があります。

【主な取組内容】

①建築物、昇降機等に係る事故情報の県消費生活センターへの情報提供

建築物、昇降機等に係る人身事故等の情報を把握した際には、県（県土整備部建築開発課）を通じ、適宜、県消費生活センターへ情報提供を行います。また、建築工事の契約に関するトラブル等民々間の紛争に関する相談については、県消費生活センター等を紹介します。

7
執行業務体制の整備

（１）内部組織の執行体制の確保

【現状と課題】

指定確認検査機関による確認・検査のシェアの増加により、行政による確認・検査件数が減少していることに伴い、審査・検査能力の維持が課題となっています。また、建築職員が、難関である建築基準適合判定資格を取得し、審査体制を確保していくことが課題となっています。

【主な取組内容】　※赤字の取組は第４章の重点取組

①審査担当者の審査技術の向上を図るための研修の実施

審査技術の向上を図るため、特定行政庁間で連携し、指定確認検査機関の協力を得るなど、計画的かつ効果的に研修を開催します。

②建築基準適合判定資格者の確保

関係団体が行う建築基準適合判定資格取得のための講習会の受講を勧めるほか、資格取得の支援を行うなど有資格者の確保に努め、審査体制の維持を図ります。

（２）関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化

【現状と課題】

建築基準法や建築士法等、建築に係る法制度は、専門性が高いうえ、近年頻繁に改正されています。適正な業務を行うために、関係機関・関係団体が連携し、これらを適切に習得するとともに、執行体制を整備する必要があります。

【主な取組内容】　※赤字の取組は第４章の重点取組

①三重県建築行政会議における情報交換、調査研究、研修等の実施

特定行政庁、県内に業務範囲を有する指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、及び建築関係団体により構成される、三重県建築行政会議において、建築行政の円滑な執行に係る情報交換、調査研究、研修等を実施します。

②指定登録機関・指定事務所登録機関と協力した建築士法の執行体制の整備

県は、建築士の登録事務等を行う（一社）三重県建築士会や、建築士事務所の登録事務等を行う（一社）三重県建築士事務所協会と協力し、建築士・建築士事務所への適確な指導、監督を行います。

③建築関係団体と連携した講習会の実施等

建築士事務所において適切な業務が行われるよう、建築関係団体と連携し講習会

を実施する等、建築士事務所の業務の適正化及び建築士による設計・工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図ります。

（３）データベースの整備・活用

【現状と課題】

適確な建築行政の推進のためには、建築物や建築士に係る情報を適確に把握することが重要であり、それらの情報の蓄積、整理、管理のための各種データベースの整備と活用が必要です。また、指定道路図等、円滑な設計や確認審査に係る情報の整備と公開が必要です。

【主な取組内容】

①建築行政データベースシステムの活用

適確な建築確認審査のために、建築行政データベースシステムを活用し、建築物の建築確認・検査等に係るデータベースを整備するとともに、関係建築士の適確性や関係法令の改正経緯等を確認します。

②定期報告に係るデータベースの整備・活用

建築物等の定期報告制度の適確な運用のために、対象、報告状況、適法性等について、データベースとして整備し、指導において活用します。

③指定道路図等の整備と公開

建築基準法上の道路種別の適確な把握を目的として、計画的に指定道路図を整備します。また、整備した指定道路図は、ホームページで公開するなど建築士等が活用しやすいよう努めます。

第４章　重点取組

１　重点取組の考え方

建築行政を取り巻く課題は多岐にわたっています。建築物の安全と安心のために、優先度の高い課題や、５年先を見据え今取り組むべき課題に対し、「重点取組」として取組の方針を定め、計画期間中に特に注力して取り組みます。

「重点取組」の具体的な内容は、第３章で位置付けた取組の中から施策横断的に抽出し、取組の方針に従い取り組みますが、計画期間中に取組結果や成果を評価するとともに、新たな課題への対応も含めさらに踏み込んだ取組内容の見直しを行います。

２　計画期間中に特に注力する取組

（１）新築建築物等の適正な工事監理の確保

近年の不適切な工事監理に絡む違反建築物の出現を鑑み、新築建築物等の適正な工事監理の確保に重点的に取り組みます。

【取組の方針】

① 確認申請時の工事監理者設定の記載の徹底（P11 (3)-③）
② 工事監理状況の確認の徹底（P11 (3)-⑤）
③ 完了検査・中間検査時の工事監理者の立会の要請（P10 (2)-②）
④ 建築士事務所への立入と指導の徹底（P14 (2)-①）
⑤ 建築士定期講習の受講の徹底（P14 (2)-④）
⑥ 検査時の添付書類や中間検査の特定工程等に係る検討（P10 (2)-⑥）

（２）既存建築物等の適正な維持保全の確保

過去の重大な火災や事故等を鑑み、既存建築物等が適法な状態に保たれるよう、適正な維持保全の確保に重点的に取り組みます。

【取組の方針】

① 定期報告対象建築物への関係機関と連携した立ち入りと指導の徹底（P17 (1)-⑤）
② 定期報告対象建築物等の所有者への周知と報告の督促の徹底（P17 (1)-③④）
③ 建築物に付属するブロック塀の安全確保の徹底（P19 (3)-⑤）
④ 遊戯施設事業者に対する適切な維持保全の指導の徹底（P20 (4)-②）

（３）違反建築物への適確な対応

近年の社会的な違反事案や、個人の生命・財産への影響が懸念される事案を鑑み、未然の防止や早期の是正をめざし、適切かつ迅速な対応に重点的に取り組みます。

【取組の方針】

① 関係機関と連携したパトロール・防災査察の実施の徹底（P15 (1)-①）

② 全国的な違反事案等への迅速かつ適切な対応（P15 (1)-⑤）

③ 違反建築に関わった建築士事務所への立入調査と指導の徹底（P15 (1)-③）

（４）適正な業務執行体制の確保

指定確認検査機関による業務シェアの増加に伴い、指定確認検査機関の適切な確認・検査機能の確保を図るとともに、行政の審査や検査の機会が減少している中、適切に確認・検査ができるよう技術力や組織力の確保に重点的に取り組みます。また、事故発生時や災害発生時等における、迅速な対応が可能な体制の確保に重点的に取り組みます。

【取組の方針】

① 指定確認検査機関に対する適確な確認審査・検査実施の指導の徹底（P13 (1)-④）

② 審査技術の確保、向上のための研修等の実施（P24 (1)-① , P9 (1)-⑦）

③ 三重県建築行政会議における情報交換や調査研究、研修等の実施（P24 (2)-① , P9 (1)-⑦）

④ 事故・災害時等の連絡体制の確保（P21 (1)-① , P22 (2)-①）

⑤ 警察、消防、福祉等関係機関との連携体制の確保（P21 (1)-② , P15(1)-④）

第５章　数値目標

１　数値目標の考え方

本計画に位置付けた施策を適確に取り組むために、施策横断的な視点の下で、定量的な目標を定めます。

また、合わせて、年度ごと推進状況を把握し次年度の取組につなげます。

２　数値目標

（１）完了検査合格率

（補助指標：検査未受検の建築物の建築主に対する督促回数）

【目標設定の主旨】

新築建築物等が適正な設計、施工、工事監理の下で、適法に建築されていることを、工事監理状況の確認の徹底など、より厳格な完了検査の実施を促進しつつ、完了検査合格率により測ります。また、補助指標として、適確な完了検査受検の促進の取組を、検査未受検の建築物の建築主に対する督促回数により測ります。

【目標値】

９８％（補助指標：１回／年）

【定義】

該当年度内の完了検査予定件数に対する、該当年度内の完了検査済証交付件数の割合

$$\text{完了検査合格率（\%）} = \frac{\text{該当年度内の完了検査済証交付件数}}{\text{該当年度内の完了検査予定件数}} \times 100$$

※　特定行政庁及び指定確認検査機関による審査・検査を対象とする。

※　該当年度内の完了検査予定件数は、工事が取りやめになった件数を除く

※　建築物、昇降機及び工作物を対象とし、計画通知を含む。

※　計画変更確認（通知）、用途変更に係る完了予定件数は含まない。

（補助指標）

完了予定日を過ぎた建築工事に関し、通常行っている検査受検の案内等に加えて行う、違反建築防止週間の機会等における、全ての検査未受検の建築物の建築主に対する督促の回数

※　特定行政庁及び指定確認検査機関において確認済のものを対象とする。

※　検査未受検の建築物に関する、建築主、設計者、工事監理者、施工者等の情報について分析し、特に問題があると思われる者に対し強く指導する。

（２）建築物の定期報告率

（補助指標：全定期報告対象建築物への立入指導率）

【目標設定の主旨】

既存建築物が適正に維持、保全されるために、適確に調査し適法に報告されていることを建築物の定期報告率により測ります。また、補助指標として、特定行政庁において定期報告対象建築物の状態を把握し、適正に維持、保全されるよう指導、啓発する取組を、定期報告対象建築物の立入指導率により測ります。

【目標値】

８５％（補助指標：１００％）

【定義】

全ての定期報告対象建築物数に対する、該当年度と過去１年度において調査報告された定期報告対象建築物数の割合

$$\text{建築物の定期報告率}\ (\%) = \frac{\text{当該年度と過去１年度において調査報告された定期報告対象建築物数}}{\text{全ての定期報告対象建築物数}} \times 100$$

（補助指標）

全ての定期報告対象建築物に対する、計画期間内に１回以上立入指導を実施した定期報告対象建築物数の割合

$$\text{全定期報告対象建築物への立入指導率}\ (\%) = \frac{\text{計画期間内に１回以上立入指導を実施した定期報告対象建築物数}}{\text{全ての定期報告対象建築物数}} \times 100$$

※　「立入指導」とは、報告済みで是正項目が無い等安全性が確保されている建築物に対しては外観目視及び面談によるチラシ配布等で良いものとし、特に報告がされていない等安全性が懸念されている建築物に対しては内部調査を行う等適切に指導を行うこととする。

（３）二級・木造建築士定期講習の受講率
（補助指標：受講対象建築士への受講案内回数）

【目標設定の主旨】

建築士事務所に所属する建築士が必要な知識や技術を修得し、ひいては適正な設計、工事監理を行い適法な建築物を確保するために、適法に定期講習を受講していることを、建築士の定期講習の受講率により測ります。また、補助指標として、受講対象者の確実な受講を図るための取組を、案内文書の送付回数により測ります。

【目標値】

９５％（補助指標：１回／年）

【定義】

該当年度末期限の二級・木造建築士定期講習受講義務者数に対する、期限内受講者数の割合

$$\text{二級・木造建築士定期講習の受講率}\ (\%) = \frac{\text{期限内受講者数（※）}}{\text{該当年度末期限の二級・木造建築士定期講習受講義務者数}} \times 100$$

（※）当該年度末までに受講が義務付けられた者に限る

（補助指標）

受講期限の年度で１０月末時点において未受講の建築士に対し、受講するよう案内文書を送付する回数